

No	項目名	課名	ページ
36	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	1
37	DV関連相談件数(5年間)	市民生活課	2
38	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	3-97
39	制度別融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	98
40	農業従事者数(5年間)	農林水産課	99
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	100
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	101-103
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	104
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担金額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	105
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	106
46	有帆緑地の受入状況及び借入金返済状況(5年間)	土木課、都市計画課	107-108
47	市営住宅の戸数及び水洗化実施数の推移(5年間)	建築住宅課	109
48	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	109
49	市営住宅別申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	109
50	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	110
51	公園維持管理料委託料の推移(5年間)	都市計画課	110
52	下水道使用料、調定額、収入額、滞納額(5年間)	下水道課	111
53	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	112
54	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	113
55	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	113
56	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	114
57	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	115
58	平成29年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	116
59	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	企画政策課、市民生活課、文化振興課、シティセールス課(旧文化・スポーツ政策室)、スポーツ振興課	117
60	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、社会教育課、地域活性化室	118-149

ファミリーサポートセンターの利用実績

利用件数

年度	利用件数
平成27年度	410件
平成28年度	872件
平成29年度	1,261件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
平成27年度	277人	36人	24人	337人
平成28年度	272人	43人	28人	343人
平成29年度	279人	44人	30人	353人

DV相談件数（市民生活課）

年 度	件 数
29	41
28	54
27	41
26	20
25	19

山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）福祉センターの使用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成27年度	金13,220,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成28年度	金13,220,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成29年度	金13,220,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成27年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実際に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 各施設の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することがで

きる。

(協議)

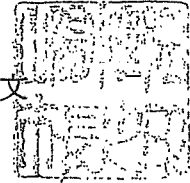
第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年4月1日

甲 山陽小野田市

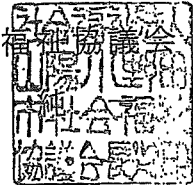
山陽小野田市長 白井博文



乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田



別記1（第2条関係）

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項
施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週（日、月、火、木、金、土曜日） 8：30～22：00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂（開設日）
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など(予算案の不承認、政策変更等)	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など(不可抗力を除く)		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(1件500千円未満のもの)		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3（第16条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。協定終了後も、同様とする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。

（目的外収集・利用の禁止）

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（資料等の返還等）

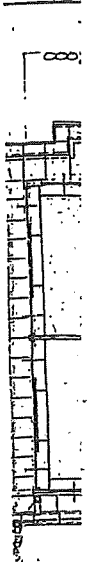
第8 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

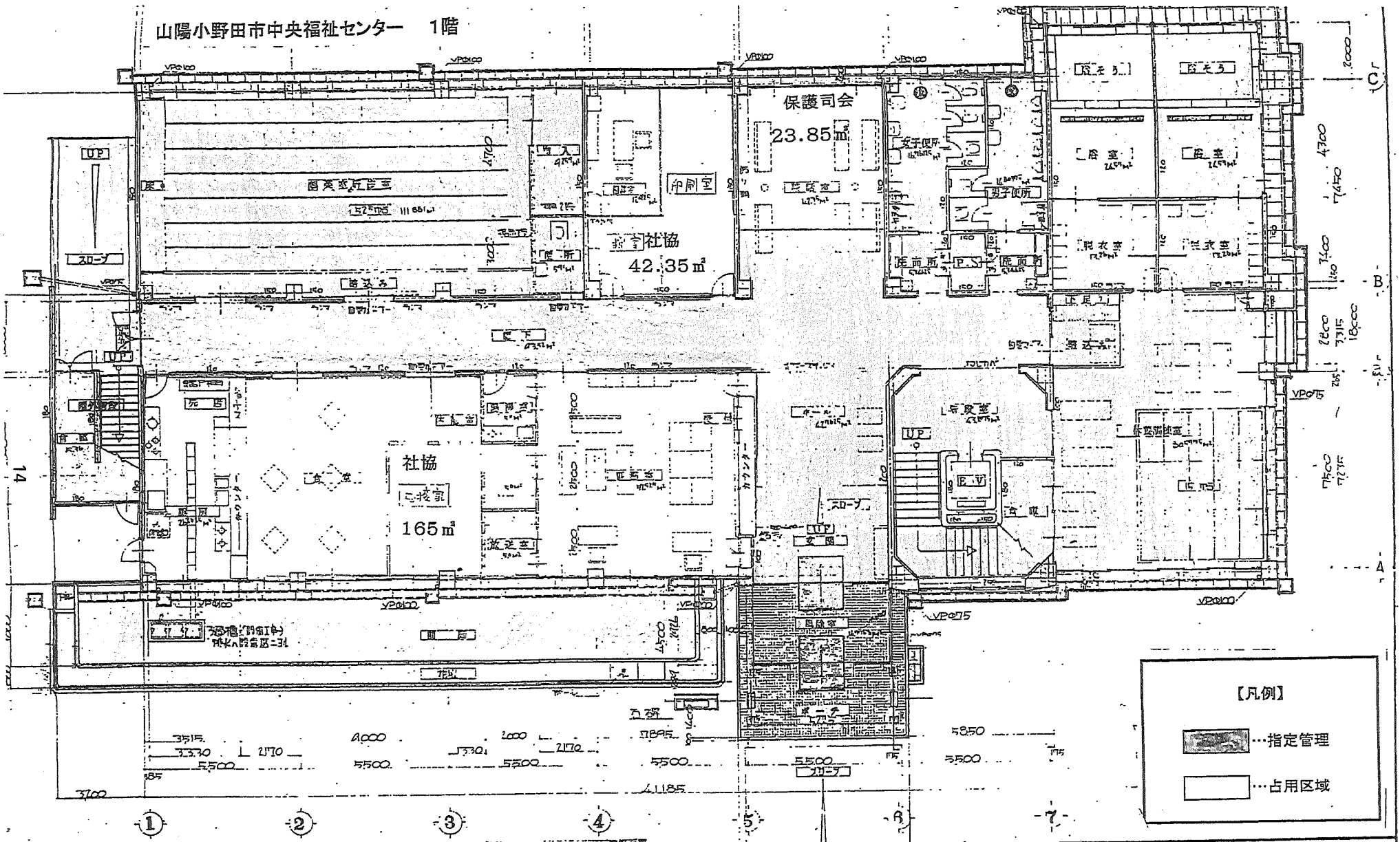
第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報等を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。



山陽小野田市中央福祉センター 1階



【凡例】

- ...指定管理
- ...占用区域

階床面積		建築面積	
1階	165.00	262.32	0.32
2階	0.00	49.19	1.80
3階	0.00	235.22	0.82
4階	0.00	25.12	0.12
5階	0.00	0.00	0.00
6階	0.00	0.00	0.00
7階	0.00	0.00	0.00
8階	0.00	0.00	0.00
9階	0.00	0.00	0.00
10階	0.00	0.00	0.00
11階	0.00	0.00	0.00
12階	0.00	0.00	0.00
13階	0.00	0.00	0.00
14階	0.00	0.00	0.00
15階	0.00	0.00	0.00
16階	0.00	0.00	0.00
17階	0.00	0.00	0.00
18階	0.00	0.00	0.00
19階	0.00	0.00	0.00
20階	0.00	0.00	0.00
21階	0.00	0.00	0.00
22階	0.00	0.00	0.00
23階	0.00	0.00	0.00
24階	0.00	0.00	0.00
25階	0.00	0.00	0.00
26階	0.00	0.00	0.00
27階	0.00	0.00	0.00
28階	0.00	0.00	0.00
29階	0.00	0.00	0.00
30階	0.00	0.00	0.00
31階	0.00	0.00	0.00
32階	0.00	0.00	0.00
33階	0.00	0.00	0.00
34階	0.00	0.00	0.00
35階	0.00	0.00	0.00
36階	0.00	0.00	0.00
37階	0.00	0.00	0.00
38階	0.00	0.00	0.00
39階	0.00	0.00	0.00
40階	0.00	0.00	0.00
41階	0.00	0.00	0.00
42階	0.00	0.00	0.00
43階	0.00	0.00	0.00
44階	0.00	0.00	0.00
45階	0.00	0.00	0.00
46階	0.00	0.00	0.00
47階	0.00	0.00	0.00
48階	0.00	0.00	0.00
49階	0.00	0.00	0.00
50階	0.00	0.00	0.00
51階	0.00	0.00	0.00
52階	0.00	0.00	0.00
53階	0.00	0.00	0.00
54階	0.00	0.00	0.00
55階	0.00	0.00	0.00
56階	0.00	0.00	0.00
57階	0.00	0.00	0.00
58階	0.00	0.00	0.00
59階	0.00	0.00	0.00
60階	0.00	0.00	0.00
61階	0.00	0.00	0.00
62階	0.00	0.00	0.00
63階	0.00	0.00	0.00
64階	0.00	0.00	0.00
65階	0.00	0.00	0.00
66階	0.00	0.00	0.00
67階	0.00	0.00	0.00
68階	0.00	0.00	0.00
69階	0.00	0.00	0.00
70階	0.00	0.00	0.00
71階	0.00	0.00	0.00
72階	0.00	0.00	0.00
73階	0.00	0.00	0.00
74階	0.00	0.00	0.00
75階	0.00	0.00	0.00
76階	0.00	0.00	0.00
77階	0.00	0.00	0.00
78階	0.00	0.00	0.00
79階	0.00	0.00	0.00
80階	0.00	0.00	0.00
81階	0.00	0.00	0.00
82階	0.00	0.00	0.00
83階	0.00	0.00	0.00
84階	0.00	0.00	0.00
85階	0.00	0.00	0.00
86階	0.00	0.00	0.00
87階	0.00	0.00	0.00
88階	0.00	0.00	0.00
89階	0.00	0.00	0.00
90階	0.00	0.00	0.00
91階	0.00	0.00	0.00
92階	0.00	0.00	0.00
93階	0.00	0.00	0.00
94階	0.00	0.00	0.00
95階	0.00	0.00	0.00
96階	0.00	0.00	0.00
97階	0.00	0.00	0.00
98階	0.00	0.00	0.00
99階	0.00	0.00	0.00
100階	0.00	0.00	0.00

小野田市福祉センター新築工事設計図

1階平面図

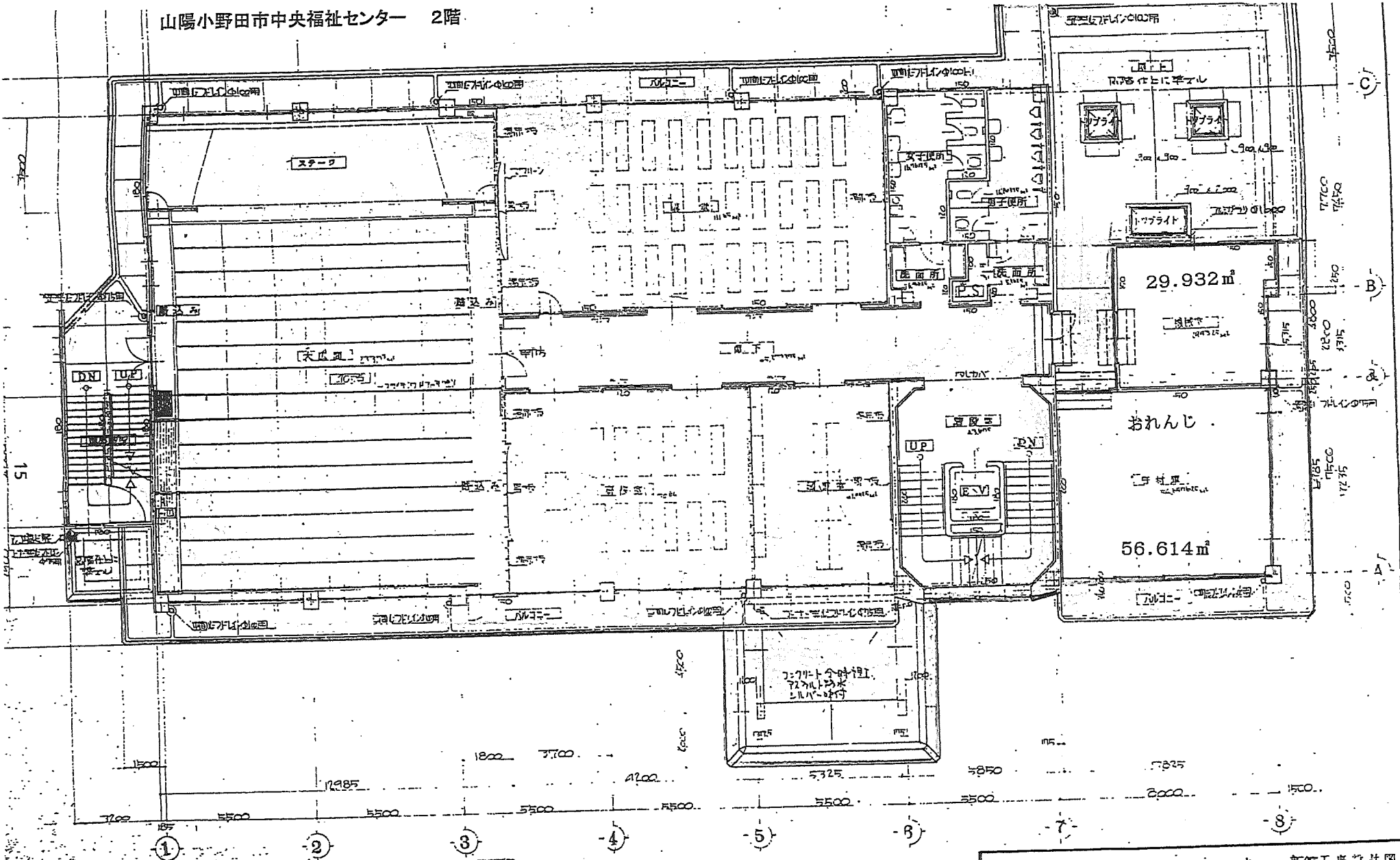
縮尺 1/100

番号 8

藤原・山下設計事務所 宇都宮市常盤町1丁目1番地22号TEL01-1020

登録建築士1 藤原重士 登録建築士2 藤原重 藤原重

山陽小野田市中央福祉センター 2階



二階床面積

16	0.8
17	0.8
18	0.8
19	0.8
20	0.8
21	0.8
22	0.8
23	0.8
24	0.8
25	0.8
26	0.8
27	0.8
28	0.8
29	0.8
30	0.8
31	0.8
32	0.8
33	0.8
34	0.8
35	0.8
36	0.8
37	0.8
38	0.8
39	0.8
40	0.8
41	0.8
42	0.8
43	0.8
44	0.8
45	0.8
46	0.8
47	0.8
48	0.8
49	0.8
50	0.8
51	0.8
52	0.8
53	0.8
54	0.8
55	0.8
56	0.8
57	0.8
58	0.8
59	0.8
60	0.8
61	0.8
62	0.8
63	0.8
64	0.8
65	0.8
66	0.8
67	0.8
68	0.8
69	0.8
70	0.8
71	0.8
72	0.8
73	0.8
74	0.8
75	0.8
76	0.8
77	0.8
78	0.8
79	0.8
80	0.8
81	0.8
82	0.8
83	0.8
84	0.8
85	0.8
86	0.8
87	0.8
88	0.8
89	0.8
90	0.8
91	0.8
92	0.8
93	0.8
94	0.8
95	0.8
96	0.8
97	0.8
98	0.8
99	0.8
100	0.8

184.743 m²

小野田市福祉センター新築工事設計図

2階平面図

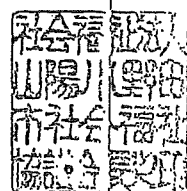
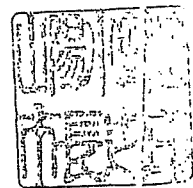
縮尺 1/100

番 9

株式会社 藤原・山下設計事務所
 宇部市京笠町1丁目 番地22号 TEL 083-410300
 宇理屋敷1 番地七番27119号 藤原重喜



※指定管理の範囲は敷地面積から、
山陽小野田市社会福祉協議会
ワークあけぼのおれんじ
山陽小野田保護区保護司会
の占有区域を除いたものとする。



山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表)に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

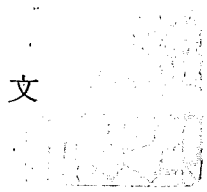
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

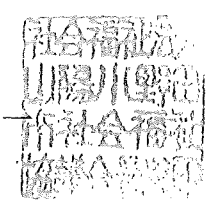
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資 金 調 達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施 設 ・ 設 備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,405,000円
平成30年度	金6,405,000円
平成31年度	金6,464,000円
平成32年度	金6,524,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

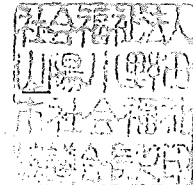
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白 井 博 文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森 田 純



山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

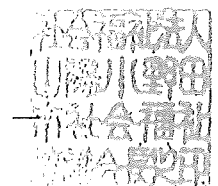
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担保

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,324,000円
平成30年度	金6,324,000円
平成31年度	金6,383,000円
平成32年度	金6,441,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

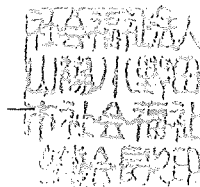
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設的美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。

- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。

- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資 金 調 達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施 設 ・ 設 備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,460,000円
平成30年度	金6,460,000円
平成31年度	金6,520,000円
平成32年度	金6,580,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

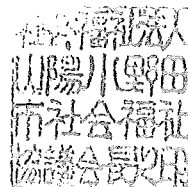
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

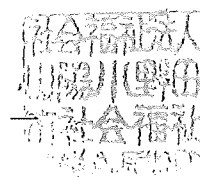
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,511,000円
平成30年度	金6,511,000円
平成31年度	金6,571,000円
平成32年度	金6,631,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

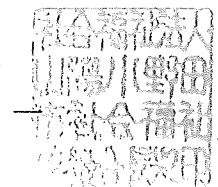
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力、	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,454,000円
平成30年度	金6,454,000円
平成31年度	金6,513,000円
平成32年度	金6,573,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

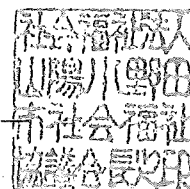
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

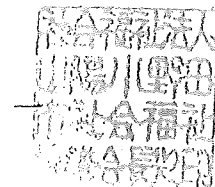
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白 井 博 文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,114,000円
平成30年度	金6,114,000円
平成31年度	金6,171,000円
平成32年度	金6,228,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

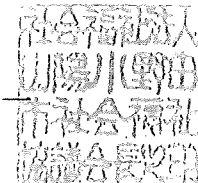
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	入件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,362,000円
平成30年度	金6,362,000円
平成31年度	金6,421,000円
平成32年度	金6,480,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サービス区分全サービス区分対象

1/

拠点区分 児童クラブ事業

平成29年04月01日から平成30年03月31日

科目	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額	執行残額	執行率
事業活動による収入	79573000	789000	80362000	0	80362000	80362000	0	100.00
受託金収入	79573000	789000	80362000	0	80362000	80362000	0	100.00
市町村受託金収入	79573000	789000	80362000	0	80362000	80362000	0	100.00
児童クラブ事業受託金収入	79573000	789000	80362000	0	80362000	80362000	0	100.00
事業活動による収入 合計	79573000	789000	80362000	0	80362000	80362000	0	100.00
事業活動による支出	79573000	789000	80362000	0	80362000	76323660	4038340	94.97
人件費支出	72766000	789000	73555000	0	73555000	69516660	4038340	94.51
職員給料支出	17079000	1285000	18364000	0	18364000	18275302	88698	99.52
職員俸給支出	15103000	-317000	14786000	0	14786000	14759356	26544	99.82
職員諸手当支出	1976000	1602000	3578000	0	3578000	3515946	62054	98.27
扶養手当	192000	0	192000	0	192000	186000	6000	96.88
通勤手当	1090000	14000	1104000	0	1104000	1086900	17100	98.45
超過勤務手当	610000	1588000	2198000	0	2198000	2164046	33954	98.46
諸手当	84000	0	84000	0	84000	79000	5000	94.05
職員賞与支出	3254000	-199000	3055000	0	3055000	3048680	6320	99.79
職員賞与支出	3254000	-199000	3055000	0	3055000	3048680	6320	99.79
非常勤職員給与支出	48941000	-5000	48936000	0	48936000	45013422	3922578	91.98
非常勤職員給与支出	48941000	-5000	48936000	0	48936000	45013422	3922578	91.98
法定福利費支出	3492000	-292000	3200000	0	3200000	3179256	20744	99.35
事業費支出	273000	2686000	2959000	0	2959000	2928330	30670	98.96
医薬品費支出	273000	-273000	0	0	0	0	0	0.00
保健衛生費支出	0	273000	273000	0	273000	126614	146386	46.38
水道光熱費支出	0	2176000	2176000	0	2176000	2220791	-44791	102.06
燃料費支出	0	20000	20000	0	20000	15274	4726	76.37
消耗器具備品費支出	0	490000	490000	0	490000	565651	-75651	115.44
事務費支出	6534000	-2686000	3848000	0	3848000	3878670	-30670	100.80
福利厚生費支出	586000	-250000	335000	0	335000	197020	137980	58.81
旅費交通費支出	240000	0	240000	0	240000	0	240000	0.00
研修研究費支出	840000	-412000	428000	0	428000	26276	401724	6.14
職員研修費支出	840000	-412000	428000	0	428000	26276	401724	6.14
事務消耗品費支出	2523000	-276000	2247000	0	2247000	3155131	-908131	140.42
印刷製本費支出	240000	60000	300000	0	300000	396084	-96084	132.03
水道光熱費支出	1966000	-1966000	0	0	0	0	0	0.00
燃料費支出	20000	-20000	0	0	0	0	0	0.00
修繕費支出	0	35000	35000	0	35000	26157	8843	74.73
通信運搬費支出	0	23000	23000	0	23000	17388	5612	75.60
広報費支出	0	120000	120000	0	120000	58320	61580	48.60
雑支出	120000	0	120000	0	120000	2294	117706	1.91
事業活動による支出 合計	79573000	789000	80362000	0	80362000	76323660	4038340	94.97
増減差額	0	0	0	0	0	4038340	-4038340	0.00
増減差額	0	0	0	0	0	0	0	0.00
増減差額	0	0	0	0	0	0	0	0.00

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数/金額)		返済額	未収発生額
平成25年度	15	96,670	153,482	0
平成26年度	16	113,700	140,984	0
平成27年度	17	122,260	135,419	5,077
平成28年度	17	129,900	112,592	0
平成29年度	15	93,300	111,528	0

(農業従事者数)

◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	専兼業別農家数 (販売農家)				自給的農家	経営耕地規模別農家数 (販売農家)					
			専業	兼業				0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha～3.0ha	3.0ha以上
				計	第1種	第2種							
2015	山陽小野田市	913	188	293	36	257	432	107	198	83	36	24	33
2010	山陽小野田市	1,197	218	448	30	418	531	157	294	115	40	23	37
増減数	計	-284	-30	-155	6	-161	-99	-50	-96	-32	-4	1	-4

※1 「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※5 「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人もいない農家をいいます。

※6 「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者がいる農家をいい、家として農業と兼業のいずれの所得が主であるかにより、第1種兼業農家(農業が主)と第2種兼業農家(兼業が主)に区分しています。

No.41

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H25

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	35	28	7	35	35
高泊	13	24	31	55	8
梶	3	14	18	32	14
埴生	73	31	10	41	31
計	124	97	66	163	88

H26

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	48	27	6	33	24
高泊	3	21	32	53	7
梶	3	13	19	32	13
埴生	77	28	9	37	28
計	131	89	66	155	72

H27

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	41	25	5	30	20
高泊	9	21	32	53	5
梶	3	13	17	30	10
埴生	68	23	7	30	24
計	121	82	61	143	59

H28

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	47	22	5	27	20
高泊	2	15	23	38	5
梶	4	11	16	27	9
埴生	61	22	8	30	23
計	114	70	52	122	57

H29

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	64	22	5	27	20
高泊	4	13	23	36	4
梶	4	11	16	27	9
埴生	55	22	8	30	23
計	127	68	52	120	56

県事業負担金(平成25～29年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	7,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	2,340,000
〃	黒崎開作	7,500,000	3,000,000	2,000,000	4,903,000	2,300,000
農地耕作条件改善事業	後潟上					7,440,000
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	4,488,000	9,480,000	22,656,000	28,920,000	3,960,000
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東				37,804	1,111,080
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆他	14,000,000	44,500,000	24,084,000	34,812,500	45,443,500
県営基盤整備促進事業	赤川			278,000	1,960,000	
合計		33,488,000	61,980,000	54,018,000	75,633,304	62,594,580

42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年度	H25	H26	H27	H28	H29	計	備考
費目							
土木総務費	0	0	3,180,816	4,168,800	2,197,584	9,547,200	
道路橋りょう費	19,744,102	23,595,375	18,574,093	8,092,619	7,897,540	77,903,729	
河川費	3,838,905	4,680,504	5,704,020	1,608,984	1,431,216	17,263,629	
港湾費	10,992,465	10,935,432	13,968,234	13,818,600	19,266,930	68,981,661	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	18,965,226	19,575,894	20,209,381	20,802,564	14,832,486	94,385,551	
計	53,540,698	58,787,205	61,636,544	48,491,567	45,625,756	268,081,770	

議会恵与資料

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	金額	926,640	4,950,072	9,997,528	11,495,025	18,930,636

43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
平成29年度(H28.10.1~H29.9.30)	887,232	128,313

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

小規模土地改良事業（平成25～29年度）実績

（単位：円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
申請件数	21	9	13	13	4
実施件数	21	11	11	16	10
継続事業	2	4	2	1	5
取下げ	3	1	1	2	2
工事費（円）	14,664,770	12,468,319	13,090,316	12,670,640	13,255,099
地元負担額（円）	4,628,770	4,158,319	4,547,316	4,286,640	4,800,099
繰越件数	22	23	26	22	19

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H25	59件	47件	34,738,000	27,790,000
H26	47件	51件	43,393,000	34,714,000
H27	59件	74件	53,132,278	41,321,000
H28	33件	42件	49,995,915	38,101,000
H29	49件	63件	38,428,567	32,536,000

46. 有帆緑地開所以来の利用状況及び借入金返済状況

有帆緑地借入金返済状況

年 度	償還額(円)
13	66,918,400
14	124,707,200
15	182,684,352
16	179,215,196
17	175,746,040
18	172,276,882
19	168,807,724
20	165,338,568
21	161,869,411
22	158,400,255
23	154,931,097
24	151,461,940
25	147,992,784
26	144,523,628
27	141,054,488
28	137,215,568
29	133,756,696
30	130,297,821
31	126,838,947
32	123,380,136
合計	2,947,417,133

46. 有帆緑地の受入状況及び借入金返済状況(5年間)

有帆緑地処分場の受入状況

(土木課)

	建設残土(50円/100kg)	産業廃棄物(210円/100kg)	合 計
	土 砂 等	陶磁器くず及びがれき類	
	上段:金 額(円)	上段:金 額(円)	
	中段:搬入量(m ³)	中段:搬入量(m ³)	
	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)
平成25年度 (H25.4.1~H26.3.31)	25,271,650	0	25,271,650
	28,032	0	28,032
	9.3	0.0	9.3
平成26年度 (H26.4.1~H27.3.31)	25,079,950	50,820	25,130,770
	27,847	11	27,858
	9.3	0.0	9.3
平成27年度 (H27.4.1~H27.3.31)	19,123,350	1,683,360	20,806,710
	21,248	349.0	21,597.0
	7.1	0.1	7.2
平成28年度 (H28.4.1~H29.3.31)	15,406,250	0	15,406,250
	17,188	0.0	17,188
	5.7	0.0	5.7
平成29年度 (H29.4.1~H29.4.24)	3,130,750	0	3,130,750
	3,478	0.0	3,478
	1.2	0.0	1.2
合 計	88,011,950	1,734,180	89,746,130
	97,793	360	98,153
	32.6	0.1	32.7

H29年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

47 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数		(単位:戸)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
戸数計	1,464	1,464	1,464	1,463	1,463	
水洗化実施数		(単位:戸)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0	
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945	

小野田地区 672戸
山陽地区 273戸

48 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

		(単位:円)				
内 訳	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
収納額	203,799,450	200,628,655	196,923,151	195,991,412	187,610,120	
滞納額	18,263,367	15,456,542	15,253,191	14,646,379	15,692,559	

49 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(平成29年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも29年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は平成30年3月31日現在

※平成19年4月1日より随時募集停止のため待機者なし。

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	2	2	4	8
2 赤崎	0	1	1	3
3 古開作第二	29	9	11	37
4 古開作	4	1	4	24
5 古開作第一	/	/	0	7
6 港	21	3	2	5
7 叶松	2	0	3	75
8 南中川第二	/	/	0	10
9 南中川山手	3	1	0	3
10 神帆	23	1	0	1
11 平原	0	1	1	69
12 有帆	5	1	6	46
小野田地区計	89	20	32	288
13 西善寺	0	0	1	7
14 成松	0	0	0	1
15 萩原	8	2	2	45
16 南萩原	2	2	3	8
17 石丸	1	0	0	11
18 厚陽	0	1	0	9
19 大河内	0	2	6	16
20 漁民アパート	/	/	6	11
21 大喜園	/	/	1	9
22 吉田地	/	/	0	4
23 前場	3	2	1	4
山陽地区計	14	9	20	125
市合計	103	29	52	413

50. 5年間の有料公園施設利用状況及び公園ごとの収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H25	H26	H27	H28	H29
浜河内緑地庭球場	利用人数	3,121	2,825	3,017	3,036	2,806
	収入額	518,300	474,150	514,250	586,200	457,200
須恵健康公園庭球場	利用人数	4,861	5,100	5,566	6,040	7,608
	収入額	665,100	703,750	752,750	877,050	910,200
東沖緑地庭球場	利用人数	2,235	2,489	3,535	2,820	2,888
	収入額	306,050	316,750	469,350	356,700	384,100
江汐公園庭球場	利用人数	6,203	6,124	6,308	6,016	5,745
	収入額	1,643,923	1,624,227	1,694,520	1,810,740	1,741,670
須恵コミュニティ体育館	利用人数	7,383	9,428	9,705	10,822	10,381
	収入額	700,360	562,860	608,820	638,240	649,000
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	18,956	32,059	35,266	30,878	35,260
	収入額	11,497,400	10,856,400	11,246,990	10,045,931	10,620,240
江汐公園キャンプ場	利用人数	512	723	950	723	1,063
	収入額	104,950	124,650	164,600	130,925	186,200

51. 5年間の公園維持管理料委託額の推移

(円)

	年度	H25	H26	H27	H28	H29
公園管理委託料	金額	17,491,766	19,542,558	21,350,308	25,173,118	10,585,438

52 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成25年度	535,176,779	50,191,336	585,368,115	528,555,370	10,582,460	539,137,830	6,621,409	39,608,876	46,230,285	98.76	21.08	92.10
平成26年度	577,593,717	39,234,694	616,828,411	570,673,474	9,407,717	580,081,191	6,920,243	29,826,977	36,747,220	98.80	23.98	94.04
平成27年度	591,965,670	28,127,821	620,093,491	587,098,892	8,022,178	595,121,070	4,866,778	20,105,643	24,972,421	99.18	28.52	95.97
平成28年度	600,510,474	17,826,062	618,336,536	596,035,190	5,454,340	601,489,530	4,475,284	12,371,722	16,847,006	99.25	30.60	97.28
平成29年度	613,714,269	14,115,572	627,829,841	609,499,277	4,656,812	614,156,089	4,214,992	9,458,760	13,673,752	99.31	32.99	97.82

53. 港湾施設利用料状況(利用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料 (円)	面積 (㎡)	備考
H 2 5	6 社	13,979,300	9,767	
H 2 6	6 社	14,358,100	9,767	H27年1月 6社のうち1社減
H 2 7	7 社	14,534,900	10,123	H27年11月、H28年2月 各1社増
H 2 8	7 社	14,688,010	10,123	
H 2 9	7 社	14,697,730	10,123	

共英製鋼株式会社

富士商株式会社

桜山産業株式会社

共立株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

中国電力株式会社

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

54 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成件数(件)	173	180	174
助成金額(円)	10,000,000	10,000,000	9,850,000

55 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
耐震診断補助	5	10	18
耐震改修補助	0	1	1

56 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

	件数	金額
平成27年度	4	108,103
平成28年度	4	59,869
平成29年度	5	32,824

57 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1	本山	3,443,152	2,597,701	2,720,342	2,295,494	1,490,515
2	赤崎	43,564	313,838	23,436	193,784	552,068
3	古開作第二	3,306,825	3,821,508	6,090,275	5,322,145	4,452,697
4	古開作	2,836,755	2,548,393	2,618,173	2,786,365	2,167,912
5	古開作第一	0	0	0	20,520	0
6	港	1,162,930	1,200,724	1,644,763	1,651,505	1,631,735
7	叶松	1,219,853	1,242,756	929,264	1,006,344	1,119,571
8	南中川第二	30,285	0	0	0	0
9	南中川山手	97,440	367,307	316,800	357,761	594,000
10	平原	1,112,433	755,081	396,886	738,185	310,492
11	神帆	264,231	111,996	390,796	516,726	369,468
12	有帆	1,920,558	2,148,670	903,503	1,304,293	1,009,152
13	西善寺	334,530	592,893	538,121	228,642	237,456
14	成松	181,100	29,376	12,528	7,128	0
15	萩原	1,877,439	2,005,987	699,888	1,105,163	1,467,644
16	南萩原	330,256	1,577,169	931,071	325,490	979,997
17	石丸	123,900	271,620	263,952	749,451	187,920
18	厚陽	203,700	258,682	1,273,536	262,461	269,104
19	大河内	851,751	628,162	2,116,917	704,720	1,370,489
20	漁民アパート	110,250	0	61,560	0	0
21	大喜園	0	81,000	21,600	0	0
22	吉田地	21,000	0	0	361,320	14,040
23	前場	529,515	611,064	862,780	600,631	2,413,448
	その他	196,017	217,648	62,856	54,787	72,116
	合計	20,197,484	21,381,575	22,879,047	20,592,915	20,709,824

58. 平成29年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属	款-項目	節-細節	修繕内容	金額
情報管理課	02-01-04	11-06修繕料	山陽小野田市イントラケーブル移設事業	1,301,400
シティセールス課(旧文化・スポーツ政策室)	02-01-24	11-06修繕料	市民館文化ホール 吸収冷温水機エアハンドリングユニット修繕	648,000
文化振興課	02-01-25	11-06修繕料	文化会館 吸収冷温水機操作盤修繕	1,296,000
文化振興課	02-01-26	11-06修繕料	きららガラス未来館 ガラス溶解炉修繕	826,200
文化振興課	02-01-26	11-06修繕料	きららガラス未来館 南面外壁修繕	810,000
スポーツ振興課	02-01-28	11-06修繕料	武道館 弓道場雨戸更新	624,240
地域活性化室	02-01-29	11-06修繕料	保健センター エアコン修繕	1,404,000
社会福祉課	03-01-06	11-06修繕料	中央福祉センター 給湯機修繕	1,968,840
環境課	04-01-03	11-06修繕料	小野田斎場 3号火葬炉燃焼バーナー取替	756,000
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター チリングユニット分解整備	2,851,200
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気圧縮機B号機整備	752,760
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気圧縮機C号機整備	864,000
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 計装コンプレッサB号機更新	645,840
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 受電盤高圧コンデンサ入替	772,200
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 受入室両側オーバースライダ緊急修繕	641,520
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 脱臭装置修繕整備	1,080,000
環境課(旧環境事業課)	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 曝気プロアA号機取替更新	2,349,000
商工労働課	05-01-01	11-06修繕料	雇用能力開発支援センター 中継ポンプ槽修繕	583,200
土木課	08-02-03	11-06修繕料	山陽小野田市内一円舗装補修	19,141,920
土木課	08-03-01	11-06修繕料	下木屋排水機場 3号ポンプ修繕	1,998,000
土木課	08-03-01	11-06修繕料	広瀬ポンプ場 修繕	993,492
土木課	08-03-01	11-06修繕料	六の割ポンプ場 修繕	855,360
社会教育課	10-05-02	11-06修繕料	有帆コミュニティ体育館 屋根修繕	552,182
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 オゾン発生装置修繕	891,000
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 ボイラー修繕	4,652,359
総計				49,258,713

59. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
企画政策課	山陽小野田市婚活支援事業業務	一般社団法人やまぐち定住促進県民活動ネットワーク	996,000
市民生活課	平成29年度「女性の日」講演派遣業務委託料	特定非営利活動法人山口女性サポートネットワーク	21,600
文化振興課	「NHK公開収録上方演芸会」照明管理費	有限会社エフェクト	27,000
	「いっこく堂ボイスイリュージョンWithマギー司郎」公演に係る舞台音響照明業務委託料	有限会社エフェクト	129,600
	「いっこく堂ボイスイリュージョンWithマギー司郎」公演に係る文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	12,000
	山響サマーコンサート(6/25)に係る指揮者招聘委託料	山口県交響楽団	230,000
	市民文化祭会場設営・撤去	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	49,929
	『フランス・バロック音楽とアート』に係る公演業務委託料	師井 公二	430,000
	「いっこく堂ボイスイリュージョンWithマギー司郎」公演委託料	有限会社 オールワン	3,200,000
	「NHK公開収録上方演芸会」文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	12,000
	第23回ピアノマラソン大会 照明技術立ち会い料	有限会社エフェクト	81,000
	第23回ピアノマラソン大会 文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	49,000
	第11回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田 印刷業務委託料	有限会社原印刷所	129,600
	第11回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田 舞台音響照明業務委託料	有限会社エフェクト	162,000
	第11回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田 実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	9,000
シティセールス課(旧文化・スポーツ政策室)	レノファ山口パートナーシップ事業 業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	日本パラサイクリング連盟パートナーシップ事業 業務委託料	一般社団法人 日本パラサイクリング連盟	700,000
スポーツ振興課	市民ふれあいスポーツ大会委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	166,535
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	57,484

60 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
下津保育園	子育て支援課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅前駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課
厚狭複合施設駐車場用地	地域活性化室

*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。



土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫山1066番1
1066番3
1058番4

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,091.11 m²

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求

しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用(印紙税を除く)については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛

土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約と締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡 1997 番地 1
- (2) 地 積 1998.5 m² (うち 453 m²)

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を駐車場として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(賃借料)

第4条 物件の賃借料は無償とする。

(転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。

(定めのない事項)

第8条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲

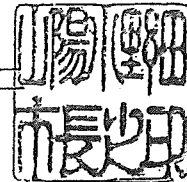
[Redacted signature area]

乙

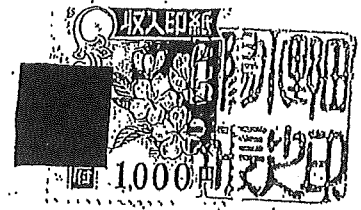
山陽小野田市日の出1丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二



土地賃貸借契約書



賃貸人 [redacted] (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946-4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-2	52.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額618,420円 (生産者米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を平成30年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、生産者米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

貸貸人(甲)

[Redacted signature]

[Redacted signature]

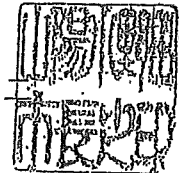
[Redacted signature]

貸借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長

藤田剛



NK 管理番号 : 040406

西日本開山口事 第 170162 号
平成 30 年 1 月 18 日



土地賃貸借更新契約書

JR西日本不動産開発株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の賃貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

〔更新する契約物件の表示〕

- | | |
|----------|--|
| 1. 原契約番号 | 西日本開山口事第 140284 号（平成 27 年 1 月 13 日付） |
| 2. 土地の表示 | |
| 所在地 | 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723-1 の一部
山陽本線小野田駅構内 |
| 数量 | 土地 275.39 m ² |
| 3. 土地の用途 | 更地使用 |
| 4. 使用目的 | 自転車置場敷 |
| 5. 賃料 | 年額金 810000 円（非課税） |
| 6. 敷金 | 金 0 円 |
| 7. 既納敷金 | 金 0 円 |

（契約期間）

第2条 契約期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までとする。

（苦情処理）

第3条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

（敷金）

第4条 乙が原契約（原契約前の同一契約含む。）において甲に差し入れた敷金は、本契約における全部又は一部の担保として契約更新後も引き続き、同一の条件で本契約を担保するものとする。

（連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、原契約と同様、乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務の履行の責を負うものとする。

(反社会的勢力)

- 第6条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも遵守させる義務を負うものとする。
 - 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
 - 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
 - 6 前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(原契約の遵守)

- 第7条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙おのおのが記名押印して、各自その1通を保有する。

2018年 4月 1日

甲 山口県山口市小郡高砂町2番11号 新山口ビル2F
JR西日本不動産開発株式会社
山口用地事務所 所長 松本 実

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

印



大喜園団地賃貸人①

60-1

(当初)

土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字東佐入田253番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 1586.77㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額501,175円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

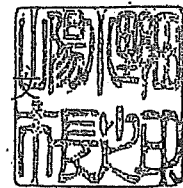
平成28年4月1日

賃貸人 住所
氏名

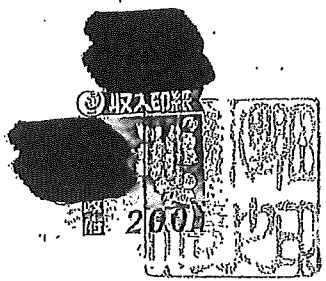
[Redacted address and name]

賃借人

山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博



大喜園団地賃貸人① (変更)



土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を [redacted] から [redacted] に変更する。

第2条 土地賃貸借契約書第1条(3)の地積を「1586.77㎡」から「1334.88㎡」に変更する。

第3条 平成28年4月1日から平成28年12月15日までの賃借料は、355,628円とし、平成28年12月16日から平成29年3月31日までの賃借料は、122,442円とする。平成29年4月1日以降の賃借料の年額は、421,616円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は物件の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

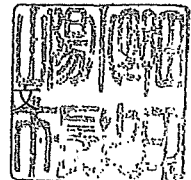
以上を確認した証として、本書面を2通作成し、旧賃貸人、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、新賃貸人と賃借人が原契約書とともに各々1通を所持する。

平成28年12月16日

旧賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

新賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博





土地賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 貸貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、貸貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに貸貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により貸貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを貸貸人に請求しないものとする。

第7条 貸貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、貸貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に貸貸人に通知し、貸貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は借入人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

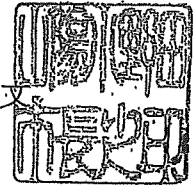
貸借人 住所
氏名



貸借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を2019年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

貸貸人

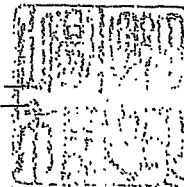
住 所

氏 名

貸借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番

地目 雑種地

地積 452㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

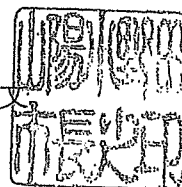
平成29年4月1日

甲 (貸貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博 文





土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番

地目 雑種地

地積 1,581㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

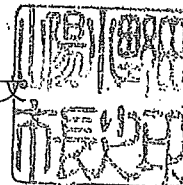
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文





土地賃貸借契約書

以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

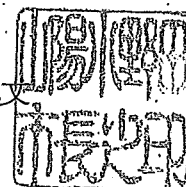
平成29年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博





土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額113,184円とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2. 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

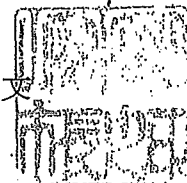
甲(賃貸人)

乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

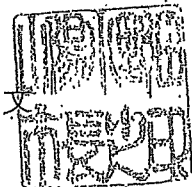
(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

乙 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を山陽小野田市職員駐車場及びイベント用臨時駐車場予定地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字鴨庄字柿木田109番
地目 宅地
地積 1,778㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額1,219,114円とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2か月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲(賃貸人)



乙(賃借人)

山陽小野田市
山陽小野田市長 白井 博文



土地賃貸借契約に関する合意書

賃貸人[REDACTED]（以下、「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下、「乙」という。）とは、末尾記載の土地（以下、「本件土地」という。）に関する賃貸借契約につき、本日以下のとおり合意した。

第1条 甲及び乙は、本件土地についての賃貸借契約を本日合意解約し、本件土地を甲に対して明け渡すものとする。

第2条 乙は甲に対し、平成29年度賃料として次の各号のとおり支払い義務があることを認め、乙はこれを次のとおり支払う。

(1) 本件土地の明け渡しと引き換えに甲は金507,960円を乙に請求するものとする。

(2) 乙は、前号の定めにより甲の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

第3条 甲及び乙は、本合意書に定めるほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。

第4条 本合意書に定めなき事項については、信義に従い、甲乙双方誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月17日

甲（賃貸人） [REDACTED]

乙（賃借人）

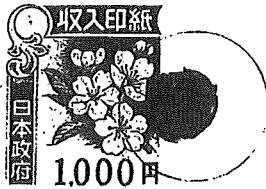
山陽小野田市
山陽小野田市長

藤田 剛



土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
山陽小野田市大字鴨庄字柿木田	109番	宅地	1,852.74	登記簿面積



土地賃貸借契約書

賃貸人■■■■■■■■■■(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を山陽小野田市職員駐車場及びイベント用臨時駐車場予定地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字鴨庄字柿木田110番1
地目 宅地
地積 965㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額661,667円とし、乙は平成30年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2か月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲(賃貸人)

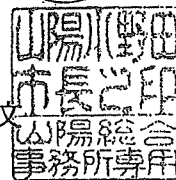




乙(賃借人)

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井 博文



土地賃貸借契約に関する合意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下、「乙」という。) とは、末尾記載の土地 (以下、「本件土地」という。) に関する賃貸借契約につき、本日以下のとおり合意した。

第1条 甲及び乙は、本件土地についての賃貸借契約を本日合意解約し、本件土地を甲に対して明け渡すものとする。

第2条 乙は甲に対し、平成29年度賃料として次の各号のとおり支払い義務があることを認め、乙はこれを次のとおり支払う。

(1) 本件土地の明け渡しと引き換えに甲は金330,830円を乙に請求するものとする。

(2) 乙は、前号の定めにより甲の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

第3条 甲及び乙は、本合意書に定めるほか、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。

第4条 本合意書に定めなき事項については、信義に従い、甲乙双方誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 9月 6日

甲 (賃貸人) [REDACTED]

乙 (賃借人)

山陽小野田市
山陽小野田市長

藤田 剛二



土地の表示

所在	地番	地目	地積 (m ²)	摘要
山陽小野田市大字鴨庄字柿木田	110番1	田	949	登記簿面積